

四日市市告示第 464 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定に基づき、四日市市森林整備計画を変更したいので、同条第 4 項の規定において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり当該森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、四日市市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

令和元年 7 月 25 日

四日市市長 森 智 広

1 縦覧場所及び意見書の提出先

四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市役所商工農水部農水振興課

2 縦覧期間

令和元年 7 月 25 日から令和元年 8 月 23 日まで（土、日曜日を除く）

3 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（商工農水部農水振興課）